

松木飯塚 税務情報

NO. 47

マイナンバー制度の目指すもの
金融資産紐付けとフィンテック
記入済（プレプリント）申告書時代へ

松木飯塚税理士法人 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号 元赤坂レジデンス1910号
TEL. 03 (5413) 6511(代) FAX. 03 (5413) 6512
E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

マイナンバーについての報告第2弾です。今後、マイナンバー制度が目指すものは何でしょうか。

■ マイナンバー漏洩事件と個人情報漏洩

平成28年4月26日、東証一部上場の(株)鳥貴族が、IR情報「加盟企業における個人情報盗難被害につきまして」を公開、チェーン加盟の(株)ダンクが3月21日に顧問税理士宛郵送予定の従業員430人の扶養控除申告書入りの封筒を郵便局に搬送中に盗難被害に遭ったのです。

問題は、従業員本人自筆、全家族の住所氏名生年月日入りの扶養控除申告書にマイナンバー、本人確認書類(運転免許証やパスポートの写し等)も同封されていたことです。会社は安全管理措置違反とされますが、盗難被害の場合はその後の規定の見直しが義務づけられるだけで罰則はありません。

■ マイナンバーの利用目的は、社会保障と税、災害支援だが、熊本地震被災救済は？

個人番号は、社会保障と税、災害目的に限定して利用されるものです。年金分野では現在使用停止されていますが、平成28年4月14日の熊本地震の被災者には、個人番号通知書やカード自体が被災したケースも多かったでしょう。個人番号制度がどのように被災者救済になるのか試されます。

■ 始まった金融機関等からの個人番号情報提供依頼と、事業者管理への方向転換

最近、銀行や証券会社、保険会社から個人番号の提供依頼書が送られています。本人確認書類や通知カードの写しの提供を求めるものです。2週間以内に返送せよとの指示が多いようです。

内閣府では、平成28年4月18日、本人確認書類取扱を巡ってのトラブルを報告しています。

もし個人番号を提供しない場合は、どうなるでしょう。金融機関等の個人番号関係事務実施者が、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求め、それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくことになっています(国税分野のFAQ、Q2-10)。つまり、提供したくない場合は、提供できない旨の書類を返送すればよいことになります。

また平成28年3月31日、国税庁の「マイナンバーの記載の見直し」で、金融機関や支払者が個人情報記載帳簿を備えていれば、都度の告知書や扶養控除申告書の個人番号記載不要書類を公表しました。内閣府は平成28年4月、法人マイナンバーについての広報資料を発表しています。

個人情報管理に敏感な日本の国民性への対応から、政府は個人番号管理制度を大きく方向転換し、個人番号を給与の源泉所得制度のように、法人番号を通じた管理とするようです。

法人番号の徹底により資金の流れや顧客管理は捕捉できるとみたのでしょうか。

■ フィンテックでの資産管理把握、預貯金とマイナンバーの紐付け

北國銀行はクラウドソフト freee を利用、企業の銀行口座やレジなどから自動で会計情報を取得し、顧客の財務状況をリアルタイムで把握します(週刊ダイヤモンド平成28年3月12日号)。フィンテック(FinTec 金融と技術の融合)です。平成27年9月8日改正マイナンバー法では、平成30年を目途に、金融機関の口座との紐付けを予定しています。預貯金口座との紐付けが行われ、フィンテックが活用されて、政府が国民の所得や資産を自動算出することも可能になるかもしれません。

■ 記入済申告書時代へ、個人の所得や資産は、国が全部把握する時代へ

平成21年6月、東京財団は納税者番号制度導入提言で、「記入済み申告制度」(pre populated tax return system)を提言。この提言通りマイナンバー制度化され、いずれは国が申告書を作って、本人確認で申告完了とする仕組みを目指します。危機感を持つのは税理士だけでしょうか。